給付認定に係る個人番号(マイナンバー)提供書 【言己入何]】

子育て支援給付に係る給付認定の必要書類として、下記のとおりマイナンバーを提供します。
「教育・保育絵付認定由請書」の「代表保護者」欄へ記

令和

7

年
11
月
20
日

	入した	・保育紹付:方と同一に	してください。		1020	不取 二	ואורנ	100	_				和			平	_		月		<u> </u>		
	まりが な 代表保護者氏名 生年月日										個人番号												
	せとうち たろう 瀬戸内 太郎	男女	☑ 昭和 平成	60	年	9	月	9	日	1	1 /	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	【注意】・上記代表保護												¥.	方と	:同-	ーに	して	くだ	`さい	\ <u>.</u>	» (
・代表保護者の本人確認及び番号確認が必要です。確認 裏面に、代表保護者の本人確認と番号確認のため の資料のコピーを忘れずに添付してください。												1211											
	(別居で生計を一にする																<u>してく</u>			·. /	<u>J</u>		
	ふりがな 氏 名	性別	性別 生年月日						個人番号														
対象児童	せとうち みらい 瀬戸内 未来	男女	令和	3	年	6	月	6	日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
		男」女	令和		年		月		対象児	章.	同居	マは「	司一4	 	きのマ	イナン	ンバー	-it.	代表	保護者			
里	兄弟姉妹で同時に申請希望の場合は、対象児童をすべて記入してください。																ノバーを記入してく						
	せとうちはなこ	1		<u> </u>				_		Z											\exists		
同居又は同	瀬戸内 華子	男女女	平成	60	年	10	月	2	日	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	せとうち まさき 瀬戸内 将来	男」女	昭和 平成 令和	28	年	6	月	3	日	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	せとうちしげお	- 男 女	7 昭和 平成	31	年	1	月	1	日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
一生	瀬戸内 茂雄 せとうち あいこ		7 昭和																				
計者	瀬戸内 愛子	男女女	平成	36	年	12	月	12	日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		男女	昭和平成		年		月		日														
<u></u> */	固人番号確認の同意																						
	給付認定に伴うマイナン 〔戸内市が住民基本台帳																		ます。	2			
	令和 7 年 11 月 20 日									代表保護者氏名													
										瀬戸内 太郎													
備 考 ・子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、給付認定に係る手続きの際、マイナンバー制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。なお、マイナンバーの利用によりてください。 場合があります。																							
・ご提出いただいたマイナンバーは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法) 第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。 ・本書は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。 ・ご提供いただいた特定個人情報は、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。																							
	マイナンバーは、瀬戸内 ・本書は、児童の認定取消 をお願いすることになりま	後には破	棄します。	その	ため									-	ける場	場合り	には	、新	たに	書類(の提出		
% F	 方記入欄																						
本 [[[人確認に使用した書類	書(□ j □精 書							ポー	F		□□近日	固人看 通知者	番号2番号2票(個	りした カート カート カート	(裏))ある	もの)		